

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 保健所衛生課	番号 3 4
許認可等の内容		鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請	
根拠法令及び条項		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項	
審査基準	関係条項	神奈川県事務処理の特例に関する条例第3条別表16の3	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の採取等の目的 ① 学術研究 ② 有害鳥獣捕獲 ③ その他特別の事由 2 対象者 ① 理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者 ② 野生鳥獣により被害を受けている者又は被害を受けている者から依頼を受けた者のうち次の要件を満たす者 ア 捕獲又は採取等に、法定猟法のうち銃器を使用する場合 - 第1種銃猟免許（空気銃を使用する場合は第2種銃猟免許も可）を所持している者 - 捕獲等の許可の申請日に属する年度又はその前年度に当該狩猟者登録を受けた者 - 施行規則第67条第2項の要件を満たしている被共済者又は被保険者等 - 捕獲等を実施者が複数の場合には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれること。 イ 捕獲等に法定猟法のうち銃器を使用しない猟法で捕獲等をする場合 - 網猟免許若しくはわな猟免許所持者又は県の指定する研修を受けた者。ただし、イノシシを除く鳥獣に対し、はこわな若しくはこれに類する器具を使用する場合は、わな猟免許の所持又は県の指定する研修を受けることを要しない。 - 施行規則第67条第2項の要件を満たしている被共済者又は被保険者等（ハンター保険の加入者等）であること。ただし、垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地又は農地において当該猟具を使用する場合を除く。	
	参考事項	神奈川県鳥獣捕獲許可等取扱要項 神奈川県鳥獣行政関係事務マニュアル 第10次神奈川県鳥獣保護事業計画書	
	設定等年月日	平成9年 10月 1日設定（22年 11月 1日最終変更）	
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	3日	
標準処理期間	設定等年月日	平成15年10月 1日設定（ 年 月 日最終変更）	